

公立大学法人鳥取環境大学設立に伴う財産関係の扱いについて

◆基本財産について

1 学校法人鳥取環境大学からの寄附申込

平成23年7月25日に開催された鳥取環境大学理事会において、下記財産を学校法人鳥取環境大学から鳥取県及び鳥取市に寄附を行うことが議決され、7月28日に寄附申込がなされた。

〔条件：この財産を公立大学法人鳥取環境大学の設立のために鳥取県及び鳥取市が出資すること
鳥取県と鳥取市の持分はそれぞれ2分の1とすること〕

(1) 土地 (単位：円)

区分	面積	取得価格	23年度末簿価(予定)	鑑定評価額
校舎等敷地	175,319.45 m ²	5,792,553,636	5,792,553,636	3,576,520,000
学長宅敷地	344.47 m ²	17,223,000	17,223,000	14,120,000
教員住宅敷地	7,000.02 m ²	215,845,616	215,845,616	141,400,000
計	182,663.91 m ²	6,025,622,252	6,025,622,252	3,732,040,000

(2) 建物 (単位：円)

区分	延床面積	取得価格	23年度末簿価(予定)	鑑定評価額
校舎	26,608.64 m ²	7,450,705,460	4,491,043,468	5,028,300,000
学長宅	141.55 m ²	30,292,837	14,110,099	16,000,000
教員住宅	1,646.90 m ²	447,592,465	303,240,412	280,860,000
計	28,397.09 m ²	7,928,589,762	4,808,393,979	5,325,160,000

2 負担付き寄附の受納及び財産の出資について

鳥取県及び鳥取市は、学校法人鳥取環境大学から寄附申込のあった土地及び建物について、受納し、公立大学法人鳥取環境大学へ出資する議案を9月議会に提案し、承認を得る予定。

なお、8月4日に鳥取県財産評価審議会が開催され、評価額が確定した。

◆その他の財産の取り扱いについて

以下の方向で、検討・調整をする。

- 国庫補助金受けて整備した施設（BDF 精製センター、サステイナビリティ研究所）については、学校法人から公立大学法人へ寄附
- 金融資産以外の図書、機器備品等は、学校法人から公立大学法人へ寄附
- 金融資産については、経営安定化、新たな設備投資、教育研究活動向上のための設備充実に充てるため、約12～14億円を学校法人から公立大学法人へ寄附。併せて、公立化後は、鳥取県及び鳥取市が設置者として責任をもって運営する経費を負担することを鑑み、各10億円程度を学校法人から鳥取県及び鳥取市へ寄附

なお、金融資産の一部として、有価証券を27億円程度保有（平成23年2月末現在）
公債11億円、保証債1億円、財投債2億円、社債3億円、
仕組債3億円、外債4億円、投信3億円
これらについては、現金化を基本としながら、金融機関等の意見も踏まえ処分方法を決定し、
県・市、新公立大学法人に引き継ぐ

◆公立大学法人鳥取環境大学設立後の重要な財産の取り扱いについて

地方独立行政法人は、重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならないとされている。

公立大学法人鳥取環境大学における重要な財産の基準は、鳥取県条例の基準と同様に、予定価格7,000万円以上の不動産（土地については2万㎡以上のものに限る）若しくは動産又は不動産の信託の受益権としたい。